

**改正**

平成3年2月27日規則第3号  
平成3年9月30日規則第29号  
平成4年2月12日規則第2号  
平成4年9月29日規則第32号  
平成5年10月18日規則第34号  
平成5年12月24日規則第42号  
平成6年12月26日規則第35号  
平成7年3月30日規則第9号  
平成7年9月29日規則第43号  
平成9年2月6日規則第4号  
平成10年3月30日規則第11号  
平成11年3月1日規則第2号  
平成12年3月15日規則第11号  
平成12年4月20日規則第54号  
平成13年6月27日規則第55号  
平成14年5月29日規則第43号  
平成14年9月13日規則第62号  
平成15年2月17日規則第4号  
平成15年8月22日規則第47号  
平成16年9月24日規則第46号  
平成17年3月31日規則第47号  
平成17年9月26日規則第89号  
平成21年11月18日規則第110号  
平成26年10月1日規則第60号  
平成27年3月31日規則第27号  
平成27年12月28日規則第113号

(趣旨)

**第1条** この規則は、調布市特殊疾病患者福祉手当条例（平成2年調布市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第1条の2** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(特殊疾病)

**第2条** 条例第2条に規定する規則で定める疾病は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都規則」という。）別表第1疾病名の欄に掲げる疾病で、同表に定める対象者として認定される程度のもの及び難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成26年厚生労働省告示第393号）に定めるものをいう。

(所得の額)

**第2条の2** 条例第3条第2項第1号に掲げる規則で定める額は、次の表左欄に掲げる扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に定める控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）の数に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（所得税法に定める老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、同法に定める特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき630,000円）を加算して得た額

(所得の範囲)

**第2条の3** 条例第3条第3項に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定により課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外のものとする。

(所得の額の計算方法)

**第2条の4** 条例第3条第3項に規定する所得の額の計算方法は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額を合計するものとする。

2 次の各号に該当する者については、前項の規定により計算した額から当該各号に定める額を、それぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税について地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に掲げる控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税について地方税法第314条の2第1項第6号に掲げる控除を受けた者 その控除の対象となった障害者（条例第3条第1項に規定する者の所得に係る控除である場合は、その者を除く。）1人につき、27万円（当該障害者が同号に掲げる特別障害者である場合は、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税について地方税法第314条の2第1項第8号に掲げる控除を受けた者 27万円（当該寡婦が同条第3項に規定する寡婦である場合は、35万円）

(4) 前項に規定する市町村民税について地方税法第314条の2第1項第9号に掲げる控除を受けた者 27万円

（受給資格の認定の申請）

**第3条** 条例第5条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、調布市特殊疾病患者福祉手当受給資格認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 都規則に基づく医療券の写し又は国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）に基づく特殊疾病受療証の写し

(2) 当該医療券の写し（児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）に基づく小児慢性疾患医療券の交付（特殊疾病に係るものに限る。）を受けている者に限る。）

(3) 都規則に基づく診断書（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者

又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者で、同条都規則第6条に規定する医療券の交付を受けている者と同等の状況にあると認められるものに限る。）

(4) 前年の所得（1月から7月までの月分の調布市特殊疾病患者福祉手当（以下「手当」という。）に係る申請にあつては、前々年の所得）の状況を証明する書類

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた書類  
(認定及び却下の通知)

**第4条** 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、条例第3条に規定する支給要件に該当しているか否かを審査し、支給資格があると認めたときは調布市支給資格認定通知書（第2号様式）により、支給資格がないと認めたときは調布市支給資格非該当通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(審査の依頼)

**第5条** 市長は、必要があると認めたときは、前条に規定する審査を医師その他適当と認める者に依頼することができる。

(支払時期の特例)

**第6条** 条例第7条ただし書に規定する特別の事情とは、支給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 支給資格が消滅したとき。
- (2) 支払時期が経過した後において支払うとき。
- (3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める理由があるとき。

(支給資格消滅の通知)

**第7条** 市長は、条例第8条の規定により、受給者の支給資格が消滅したときは調布市支給資格消滅通知書（第4号様式）により当該受給者であった者に通知するものとする。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

**第8条** 受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で未支払のものがあるときは、当該未支払の手当は、その者の同居の親族に支払うものとする。

(手当の返還請求)

**第9条** 条例第8条の規定による支給資格が消滅した者に支払った手当の返還を請求するとき、又は条例第9条の規定による手当の返還を請求するときは、調布市特殊疾病患者福祉手当返還請求

書（第5号様式）により行うものとする。

（届出）

**第10条** 条例第10条の規定による届出は、調布市特殊疾病患者福祉手当異動届（第6号様式）により行わなければならない。

2 条例第10条第3号に規定する規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 受給者の住所、氏名その他の手当の支給に必要な事項の変更
- （2） 条例第12条に規定する申請等の代行を行う保護者の変更
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた事項

（現況届）

**第10条の2** 受給者（毎年10月1日において受給資格を有する者に限る。）は、同日から同月31日までの間に、調布市特殊疾病患者福祉手当受給者現況届（第7号様式）に第3条に規定する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に要しないと認めたときは、この限りでない。

（添付書類の省略）

**第11条** 市長は、この規則による申請書又は届出書に添付する書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

（登録）

**第12条** 市長は、第4条に規定する受給資格認定通知書を交付した者を交付者名簿に登録するものとする。

（雑則）

**第13条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成3年2月27日規則第3号）

この規則は、平成3年3月1日から施行する。

#### 附 則（平成3年9月30日規則第29号）

1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則別表53の項の規定は、平成4年1月1日から適用する。

#### 附 則（平成4年2月12日規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年9月29日規則第32号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則別表56の項の規定は、平成5年1月1日から施行する。

**附 則**（平成5年10月18日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

**附 則**（平成5年12月24日規則第42号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

**附 則**（平成6年12月26日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

**附 則**（平成7年3月30日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年1月1日から適用する。

**附 則**（平成7年9月29日規則第43号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

**附 則**（平成9年2月6日規則第4号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月30日規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月1日規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月15日規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年4月20日規則第54号）

この規則は、平成12年5月1日から施行する。

**附 則**（平成13年6月27日規則第55号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

**附 則**（平成14年5月29日規則第43号）

1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の規定により支給を受けている手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年 9 月13日規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前において、この規則による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表16の項、17の項、35の項及び37の項の疾病に該当していたことにより手当を受給していた者（次の各号に掲げる要件に該当する者に限る。）で、施行日から平成14年11月30日までの間に受給の再申請をしたものに係る平成17年 9 月までの取扱いについては、なお従前の例による。
  - （1）支給に係る年度（4月から 9 月までの間にあつては、支給に係る年度の前年度）の市民税が非課税の世帯に属していること。
  - （2）施行日以後も引き続き、調布市に住所を有していること。

**附 則**（平成15年 2 月17日規則第 4 号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成15年 8 月22日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年 9 月24日規則第46号）

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月31日規則第47号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成17年 9 月26日規則第89号）

- 1 この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年11月18日規則第110号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

**附 則**（平成26年10月1日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 改正後の規則第2条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「非課税所得以外のものとする。」とあるのは、
- 「非課税所得以外のもので次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる範囲のものとする。
- （1） 1月から7月までの月分の調布市特殊疾病患者福祉手当（以下「手当」という。）に係る所得の範囲 山林所得
- （2） 1月から9月までの手当に係る所得の範囲 山林所得以外の所得」とする。
- 5 改正後の規則第3条第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「1月から7月までの月分の調布市特殊疾病患者福祉手当（以下「手当」という。）に係る申請にあつては、前々年の所得」とあるのは、「調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年調布市規則第60号）附則第4項の規定により読み替えられる第2条の3第1号又は第2号に掲げる月分の手当に係る申請にあつては、当該各号に定める所得の種類ごとの前々年の所得」とする。

**附 則**（平成27年3月31日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

**附 則**（平成27年12月28日規則第113号抄）



(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

7 第6条の規定による改正前の調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**第1号様式** (第3条関係)

**第2号様式** (第4条関係)

**第3号様式** (第4条関係)

**第4号様式** (第7条関係)

**第5号様式** (第9条関係)

**第6号様式** (第10条関係)

**第7号様式** (第10条の2関係)